

学校保健安全法に定める学校感染症

2023.5.改訂

	病 名	出席停止期間の基準
第1種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 痘そう、ラッサ熱、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群(SARS)、 急性灰白髄炎(ポリオ)、 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2種感染症	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで 無症状の感染者の場合、検体を採取した日から 5 日を経過するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または耳下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種感染症	コレラ	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157、O-26 など)	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症 溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、 伝染性紅斑(リンゴ病)、マイコプラズマ感染症、 ウイルス性腸炎(ノロ、ロタ、アデノ 等)	